

平成 22 年 6 月 30 日設定

平成 22 年 8 月 11 日改正

東村山市公共交通を考える会設置要領

第 1 設置

東村山市コミュニティバス（以下「グリーンバス」という。）運行事業について、持続可能な地域交通として事業の充実を図ることを目的に、今後の事業のあり方やその課題等について検討するため、東村山市公共交通を考える会（以下「考える会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

考える会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) グリーンバス運行事業に対しての要望・意見・問題点等に関する事。
- (2) グリーンバス現行路線の運行形態（運賃・ダイヤ等）に関する事。
- (3) 前 2 項に掲げるもののほか、グリーンバス運行事業の改善、その他運行に関し必要な事項に関する事。

第 3 構成

1 考える会は、次の各号に掲げる 13 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 市長又はその指名する者 3 人
- (2) 一般旅客自動車運送事業者 3 人
- (3) 一般市民及び利用者代表 4 人
- (4) 学識経験者その他考える会が必要と認める者 1 人
- (5) 交通管理者 1 人
- (6) 関東運輸局長又はその指名する者 1 人

2 前項第 3 号の一般市民の委員については、公募による。

第 4 委員の任期

1 委員の任期は、平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 会長及び副会長

- 1 考える会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、考える会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第6 会議

- 1 考える会は、会長が招集する。
- 2 考える会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 考える会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない理由のため考える会に出席できないときは、第3第1項第1号に規定する委員を除き、あらかじめ書面をもって、同一の団体又は機関に所属するものを代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

第7 関係者の出席

会長は、必要に応じて、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第8 謝礼

考える会に出席した委員で、必要があると認められるものに対しては、謝礼を支払うことができる。

第9 庶務

考える会の庶務は、都市環境部交通課において行う。

第10 委任

この要領に定めるもののほか、考える会の運営に関して必要な事項は、会長が考える会に諮って定める。

第11 適用

この要領は、平成22年8月1日から適用する。